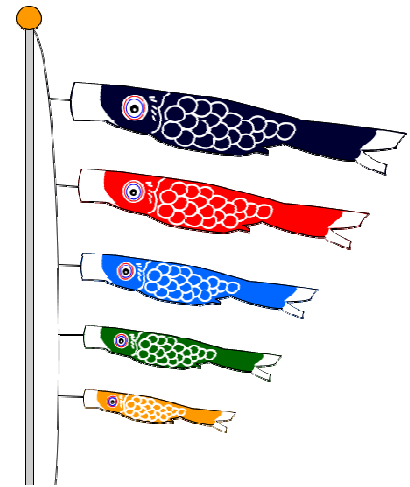


4月18日、ある資格試験の受験のため東京大学本郷キャンパスに赴きました。せっかくですので、かの高名な夏目漱石の小説に因む三四郎池を散歩しました。三四郎と美禰子のファーストコンタクトの場所ですね。鯉がたくさん泳いでいました。

劇中で主人公はヒロインから「迷える子羊」と言われますが、彼女の深層心理が分かりにくい小説だなと思いました。いいえ、謎めているところが彼女の魅力と言うべきでしょうか。資格試験は合格を果たしましたら、報告させていただきますね。



## ついに富田事務所ブログ開設！！

先月6日よりブログ（下記アドレス）を開設しました。どうぞ閲覧下さい。

「明朗・誠実・一生懸命な行政書士が走る！！ 行政書士富田賢（とみたまさる）のブログ」

<http://ameblo.jp/gyousei-tomitamasaru/>

今回、世の中に提供されている様々なレンタルブログサービスの中から「アメバブログ（アメブロ）」を選択したのは、ごく簡単な理由からです。私は日頃、ホームページビルダーを駆使してホームページを作成・編集していますが、そのマニュアルからブログ作成を調べたところ、アメブロの事例が記載されていたから、その通りに忠実に実行したに過ぎません（笑）。ちなみに私の記事投稿はアメブロ直接からでなく、ビルダー経由で主に行います。

私は今までブログについては、コメント欄やトラックバック（他人のブログの記事に自身のブログへのリンクを作成すること）ぐらいの機能しか認識していませんでした。

ところがアメブロは、「ペタ」といって、ブログを読みましたという足跡を残す機能や、読者登録、またメンバー承認（特定の人間にしか記事や画像を公開しないSNS機能）など付与されています。他にも数多くの機能が備わっているようですが、なかなか使いきれていません。「マイルーム」というところでは、私の横顔を出来るだけ記載してみました。

私も初投稿そうそう「ペタ」を頂いたり、未知の方からメンバー承認して頂いたりと面食らいながらも、頑張って更新を続けています。

お陰様で日によっては100人を超えるアクセスを頂戴したり、ブログランキングサイト「にほんブログ村」の北区（東京）情報人気ランキングにて、第2位に躍進したりしています（4月16日から24日まで）。

日々の行政書士業務に絡めての内容としておりますが、事務所報より少し柔らかい内容も含む事もあります。IT経営、すなわちITの効果的活用による経営戦略の第一歩としたいところです。やれるところまでやってみよう！！ という心意気です。

## 富田事務所へ応募、来たる

3月の終わり、法学部の大学4年だと名乗る男性の方からお電話を頂きました。それが何と富田事務所でアルバイト募集をしていませんか、という問合せでした(!)。どうやら私のホームページの特にプロフィールをご覧頂けたようで、埼玉県南ご在住ということから、至近である北区赤羽の弊事務所をピックアップして頂けたようでした。行政書士資格の取得のため勉強中だが、実務も学びたいということでしょう。

もちろん人を雇える余裕はなく、私も開業1年未満の新米行政書士でご指導できるような立場ではありませんでしたので、丁重にお断りました。

2年前、私が行政書士試験合格を果たしたものの、なかなか補助者としての修業の場を見つけられず、ようやく師匠の事務所で拾って頂いたことを懐古しました。私は他人事とは思えませんでしたので、東京法経学院という予備校のホームページではよく補助者募集を掲載していることと、少ないがハローワークでも募集を散見することがある、と教えてあげました。

するとそういう補助者募集ではスキルや資格がないと駄目なのか、と聞かれましたので、ワード・エクセル・メールの送受信は基本レベルが必要、行政書士資格の有無はその事務所次第だと教えました。その方が素晴らしい行政書士事務所を発見できることを願って止みません。

士業の世界は試験に合格するのも難、修業の場を求めるのも難、実務研鑽を重ねるのも難、自分でも本当に大変な道を選択したなあ、と思いました。

## 相続で知っておくとちょっと便利な話(7)

兄弟が複数いて、その内の1人が老親の世話をせざるを得ない状況は多いと思います。かく言う私も、独身の長男で、両親と同居の3人暮らしですから、将来的にそうなりかけています。

親としては、「養ってもらっている」という認識や、未婚のまま年をとる子の将来を心配するあまり、本当は他の子供にも分けてあげたいと考えながらも、その者に対して遺言により多めの相続分を増やすしかなくなる。しかし通常家庭では自宅を主遺産としていますから、子供たち全員への均分相続などそもそも難しいのです。遺留分制度に疑義を抱く人も多い所以でしょう。

一方、権利意識が強い現代の相続人たちは、当然のごとく均分相続を主張します。

そこで遺言者(親)、引き取っている子供、そうでない子供たちで、後の紛争予防のため、きちんと遺言公正証書を作成するのがベターです。

遺言がなく、遺産分割協議をしたもののまとまらなければ、家庭裁判所で遺産分割調停により決着をつける、という方法もあります。ただし調停であって裁判ではありませんから、調停委員のアドバイスにも強制力はありません。あくまでも「第三者を交えた遺産分割協議の延長」と考えるべきでしょう。

ただし調停調書ができると確定判決と同じ効力を生じますし、強制執行もかけられるようになります。以前のように、泥沼調停の様相を呈しているというわけでもなく、近年は1年ぐらいの短期調停が増えているようです。

## 非弁という名の「時代の徒花」

今年3月まで放映されていた「特上カバチ!!」。私は同業者として多少「？」と思うシーンがあっても、本来の、物語を愛する一人間として鷹揚に視聴していましたが・・・

4月9日、大阪弁護士会が、同ドラマでの登場行政書士の示談交渉行為が弁護士法72条違反(非弁行為)であると抗議しました。それだけに留まらず、同ドラマのDVD販売や再放送の自粛まで要求しているというのですから、穏やかではありません。

私も今年に入って、交通事故の示談書を作成したことがありました。しかし示談交渉や賠償額の決定はあくまでクライアント自身。私は相手方の顔も知りませんし、電話一本すらしませんでした。クライアントの家族が相手方の店舗を破損したことによる純然たる物損事故であり、慰謝料の発生もなし。休業損害の査定も日弁連交通事故相談センターに聞いてみるべきだ、とアドバイスしました。そうこうして、まとまった賠償内容を私が書面にまとめたのです。つまり純粋な代書+アルファで終わったのです。

抗議内容として、①本人同席の示談交渉で、行政書士が交渉をリードしてしまっている。②実質的には交渉報酬なのに、文書作成報酬という名目ならば、行政書士も受領しても構わない、という誤解の土壌を産む・・・ということです。確かに私がドラマを見続けていて、長らく「？」と思っていた部分ではあります。現実の私は前述の通り、非弁ゾーンを完全に避けました。しかしドラマはあくまでフィクションである。弁護士会はそこまで警戒心を深めなくても良いのではないか、という観念もちらつきます。

4月に入ってから、何故だか非弁事件が頻発しています。8日、大阪府中央区の某司法書士事務所にて、多重債務者の過払い金返還業務を無資格事務員が行ったという事件。14日、鳥取の行政書士が不倫相談の和解交渉をしたという事件。

それ以前ですと、2月、日本ビジュアル著作権協会(JVCA)が、提携先弁護士を紹介するごとに賠償金の一部を報酬として受領していた事件。前年には青森のNPO法人による非弁活動・・・と枚挙に暇がありません。

そして極めつけにユニークなのが今月12日、渋谷・道玄坂に「弁護士バー」がオープン！すでに東京弁護士会から、店舗による弁護士業務の仲介にあたり、弁護士法に抵触する疑いありと、中止勧告が出ていたのを押し切った形でした。実は個人的に大変興味があり一回、プライベートで飲みに行こうかな、と思っているのですが(笑)。果たして私が飲みに行く日まで、存続できるのかどうか？

私の目には、“非弁”という名の「時代の徒花」が、今春狂い咲きしているように見えてなりません。

## 医療過誤の相談窓口

以前、ご相談を受けた方のためにお調べ致しましたので、掲載します。

### ●法テラス（日本司法支援センター）

弁護士費用の立替え（無利息返済）あり。電話 0570-078374

### ●東京都福祉保健局医療安全支援センター（患者の声相談窓口）

都庁の中にあります。来庁相談は予約制。電話 03-5320-4435

## 債権保全・回収を考える

企業が確実に収益を上げるためには、売掛金を効果的に回収することはもちろん、不良債権と化したとしても、事前に債権保全を図るなり、焦げ付いたとしても、様々な手段で債権回収を試みなければなりません。

取引先と契約書なしで契約していても、口頭での契約は有効です。しかし有効な債権回収ができなくなるおそれがあります。受発注書などで取引プロセスを確認できれば裁判でも認められますが、立証責任はあくまで請求者側にあります。

物による担保か、人による保証（保証人）で、保全や回収を図るのは一般的です。担保と保証をミックスすることもあります。担保物については判決なしで優先弁済権が認められますし、保証をかけていれば、保証人の財産すべてに及びます（強制執行は判決等が必要）。

判例上で確立した担保として、設備類や自動車など持って行かれたら困ってしまう物に認める「譲渡担保」があります。電信柱によく「乗ったまま融資！」という貼り紙がありますが、あれは典型的な譲渡担保ですね。第三者への対抗要件として、確定日付など設定した旨の内容証明郵便や、相手の承諾が必要です。

取引先の倒産時の対応も念頭に置くべきですね。例えば取引先が期日に支払わない場合、あらかじめ公正証書で執行認諾文言があれば、強制執行で回収がかけられます。調停や訴訟などという方法もありますが、調書や判決が出るまで待てない、間に合わなくなってしまう！という場合、金銭なら仮差押、金銭以外なら仮処分を裁判前に申請することもできます。ただし保証金として全体の何パーセントかを事前に裁判所におさめなければなりません。

今の時代、何が起こるか分かりません。私も行政書士であると同時に、小なりとはいえ一経営者。よく注意して考えていきたいところです。

平成 22 年 5 月 6 日発行（不定期発行）第 10 号

発行 行政書士富田賢事務所 行政書士 富田 賢(とみた まさる)

〒115-0045 東京都北区赤羽 2-31-3 タグチコーポ 101 号室

JR 赤羽駅東口・東京メトロ赤羽岩淵駅1番出口下車ともに徒歩 8 分

電話 03-3901-2153 FAX 03-3901-2164

メール info-gtmo@kdr.biglobe.ne.jp

URL <http://www7b.biglobe.ne.jp/~gtmo/>

※ヤッファー検索「行政、富田」でトップに出ます。

ブログ <http://ameblo.jp/gyousei-tomitamasaru/>

※ヤッファー検索「富田賢、アメブロ」でトップに出ます。

建設・宅建、会社設立、相続、内容証明、各種許認可

※5月20日（木）は出張の研修のため、休所日と致します。

※行政書士富田賢事務所報も、早くも節目となる第10号を迎えました。

今後も「面白い、お役立ち」をモットーに誌面作りに励んでいきますので、どうぞ宜しくお願い致します。